

令和5年度 第4回 島本町農業委員会議事録

事務局	それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回島本町農業委員会を始めさせていただきます。 恐れ入りますが、着席にて進行のほうをさせていただきます。 本日の案件が報告案件1件、審議案件が2件となっており、事前に資料は郵送のほうさせていただいております。それでは、本会会議規則第6条の規定によりまして、好本会長に議長をお願いします。好本会長、お願いします。
議 長	こんにちは。農業委員会、そしたら開催いたします。よろしくお願いします。 早速、それでは審議に入る前に出席状況について報告いたします。委員14名中13人の出席、1名の欠席となっております。会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告いたします。 次に、本日の傍聴者はありますか。
事務局	はい。傍聴者が1名おられます。
議 長	審議に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申出がありますが、傍聴を認めることでよろしいでしょうか。
委 員	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
議 長	異議がないようですので、傍聴を認め、入室を許可します。 それでは、審議に入ります。報告案件でございますが、一括して事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	それでは、1ページをお開きください。 ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては1件を御報告させていただくものでございます。 本件は桜井2丁目から5丁目の19筆の農地につきまして、転用の届出が提出されたものです。戸建住宅などの建設のため転用する予定となっております。3ページから16ページにかけまして、位置図と受理通知書などを添付しております。 以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告でございます。

議 長	した。 以上、報告案件について御説明のほうをさせていただきました。 簡単ではございますが、事務局からの御報告は以上でございます。 ただいま事務局からの説明がありました案件について、委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお受けいたします。 特に発言がないようですので、質疑を終結し報告を受けたものいたします。 それでは、報告案件の議事が終了いたしましたので、審議案件に入ります。事務局からの説明をお願いします。
事務局	それでは、17ページをお開きください。「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてでございます。若干補足説明をしながら、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 まず「1農業委員会の現在の体制」でございます。 任期満了は、令和8年7月19日、定数は14名、実数は14名、うち、認定農業者に準ずる者が1名、女性委員が3名、中立委員が3名となっております。 次に、同じく18ページの中ほどにあります2農家・農地などの概要に記載された右の表を御覧ください。認定新規就農者1とあります。こちらでございますが、高浜地区で就農を開始している事業者については、青年等就農計画を本町に提出され、認定新規就農者の認定を受けているため、記載しております。そして表の一段下の農業参入法人ですが、こちらは農地の賃借に係る解除付き賃借契約を締結している事業者の有無でございます。本町では該当する事業者法人はございませんのでゼロと記載しております。また、その他の表については、大阪府より情報提供があった2020農林業センサス及び耕地及び作付面積統計に基づいて記載しております。 次に19ページをお開きください。 最適化活動の目標について、ここから御説明したいのですが、その前に、（1）農地の集積についての用語について補足説明のほうをいたします。19ページの一番上の表下に※1とありまして、「農地の集積は」、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいうと書いております。具体的には、経営基盤強化促進基本構想による利用権設定、農地中間管理事業による農地貸借、国版認定農業による農地賃借などが該当する形となっております。 それを踏まえた上で、一番上の表を御確認のほうをお願いします。 農地の集積に係る管内の農地面積は、11.1haとしております。こ

ちらにつきましては、これまでは町内全域の耕地面積 39ha としておりましたが、府の経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更などによりまして、生産緑地及び地域計画策定区域内が対象面積に変更となったことから、こちらの双方を足した数値のほうを記載しております。次の「これまでの集積面積」は、令和5年度の目標を定めた時点の集積面積 0.36ha に令和5年度の新規集積面積である 0.38ha を加えました 0.74ha としております。

次に上から2つ目の表ですね、②目標のほうを御覧ください。

こちら令和6年度目標といたしまして、集積率は18%と記載しております。こちらは前回の農業委員会で議決を受けたのち、改正手続を進めております島本町農業経営基盤強化促進基本構想で定められた値でございます。こちらのほうですけれども、令和15年度までの目標となりまして、集積面積は11.1ha となります。一括して集積することは難しいため、徐々に集積率を高めていくことを想定いたしまして、令和6年度の新規集積面積は、現時点集積面積から目標集積面積を引いた値を目標年度までの年数10年で割った値 0.13ha としております。

続きまして、19ページの中から下段を御覧ください。（2）遊休農地の解消といたしましては、現在、0.02ha ございます遊休農地の解消を目標として記載しております。

次に20ページのほうを御覧ください。（3）新規参入の促進につきましては、①現状及び課題として、直近3年度の実績を記載しております。次に②目標ですが、注釈2に記載しておりますとおり、令和2年度から令和4年度の農地法3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告されました農用地利用集積計画による権利移動面積を平均した値である 0.15ha の1割以上を記入する必要があるのほうでございます。こちらについては、先ほどP19で記載しておりました今年度の新規集積面積でございます 0.13ha を記載しております。

次に20ページの中段を御覧ください。

ここからは最適化活動の活動目標を記載しております。

まず（1）といたしまして、農業委員様が最適化活動を行う日数目標を記載しております。前年度と同様の値で1人当たりの活動日数を7日としております。

また、（2）の設定目標・（3）参加目標につきましては、これまでの活動内容を基準にいたしまして、他の複数の市町村を参考にしながら設定のほうをさせていただきました。

なお、これらにつきましては、本件について、委員の皆様から事前に御質問等はいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長	ただいまの事務局の説明について、皆様から御意見・御質問等をお受けいたします。 特にないでしょうか。
委 員	ものすごく、基本的なことを聞いて申し訳ないんですけど、農地の集積ってどういう意味なんですか。
事務局	一応、先ほど、さっと説明のほうをさせていただいたんですけども、よく何度かさしてもらったんですけど、経営基盤強化促進基本構想による利用権設定の集積であったりとか、あと農地中間管理事業でみどり公社ですね。それらの農地賃借、あと国版の認定農業者、島本町ではないんですけども、そのかたによる農地賃借などが集積として挙げられています。それは国のルールとしてとして決まっているもの等がありますので、そのルールに沿って、その値を変えていくものでございます。
委 員	よく分かりませんが、いいです。難しくて分かりません。
事務局	法律に沿った賃借のやり方があるんですね。ですから、そのある特定の法律にのっとった賃借の集積、それで農地を借りたら集積されたっていうふうにカウントするんですよ。
委 員	その法律が分からんからね。
事務局	それも以前農業委員会の、前回の農業委員会で御審議させていただいた経営基盤強化促進基本構想に載っているような内容です。あれの中の一部のもの、利用権設定ということにはなりますね。
委 員	ありがとうございます。
議 長	その他は質問質疑はありますでしょうか。
委 員	勉強不足で申し訳ないんですけど、18ページの左上の表で認定農業者に準ずる者1名おられるわね。これ準ずる者と呼ぶ、どういうことやったんかがね。
事務局	これにつきましては、大阪府では、国版の認定農業者以外に大阪版認定農業者というものを作っております。大阪版認定農業者のかたに認定され

	ているかたを記載するということになります。島本町におきましては、今1名のかたがいらっしゃいますので、1というふうに数値を置かせていただいております。 あと集積のところなんですけど、ちょっと補足で説明のほうをさせていただきたいんです。恐らくこの集積という考えかたが、まだ分かりづらいと思うんですね。国の方針としては、どんどん農地を、これも都市農地、例えば島本町みたいな小さいところにはちょっと当てはまるのかという思いも私もあるんですけども、国の考えとしては、やはりある程度大きい農地を作って、要は小さい農地を借りていって、ひとかたまりにしてっていう、まずその大方針があるんですね。それで、ある特定の借方をして、利用権設定ということをする、期限がきっちり決まっているので、離作補償など、そういったものを考えなくていいものなんですね、だから、安心して認定する方法で貸したものについては、それは集積と認めるということになっております。繰り返しになりますが、国の方針としては、大きな農地を作るっていうまず前提がございます。それで集積っていうものを目標として島本町も報告しないといけないということになってます。
委 員	それでしたら、例えば、貸農園とか、そういうことになるんですか。集積、あちらこちらから借りてきて一つの塊を作るということですよ。さっき、集めて。違いますか。
事務局	その貸農園って今いろんな法律があって、国が推奨している法律があるんですね。それで借りた農地に関しては集積の中に入れてくださいということになるんです。ですから、その法律以外で借りている農地に関しては、例え、そういった市民農園みたいな形で、集積みたいな形に見た目で見えてもいけないということになります。ある法律にのっとって借りたものに関しましては集積した際の農地として入れましょう。ただ、国の考えというのは、それはどうなんかなってという思いもなくはないんですけども、国のやはり方針というのがありますので、それにそって島本町農業委員会としても動いているということでございます。
委 員	そしたら、ファミリー農園はそれに入らないということですね。
事務局	原則入らないという認識で考えていただきましたら。
委 員	ありがとうございます。
事務局	あと一点すみません。

	私のほうから訂正とおわびがございまして、私18ページの農業委員会の現在の体制ということで、40代以下0とします。これ1の誤りです。修正のほうをお願いします。40代以下は40代も含まれますので1でございます。大変失礼いたしました。私の確認不足でございました。失礼いたしました。 18ページですね。一番上の表の40代以下1ということでございます。よろしくお願いいたします。
委 員	今の表で、先ほどの認定農業者の者が1名おりましたよね。ほんで、これはあくまでも4月1日付けの現在で出していただいているんですけどね、右下のこの農業認定新規就農者ここにも1が入っているんやけど、この1と準ずる者のかたの1がイコールという意味ちゃうんですか。
事務局	説明させていただきます。認定新規就農者は青年等就農計画というものを作って、それで認められる者になりますので別の制度になります。ですから、別の制度で認められた者にはなりますので、ですから、一緒のケースもあるかもしれないですし、違うケースもあるということにはなります。ですから、ただ今回のケースに関しましては、別々のかたが認定されているということでございます。
委 員	イコールじゃないということやね。
事務局	はい。
議 長	その他質疑はありますでしょうか。 特に発言がないようですので、質疑を終了いたします。 それでは、採決に入りたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。
委 員	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議ないものと認め、採決に入ります。 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、承認されるかたは挙手願います。 (賛成者 挙手)
議 長	全員賛成により、本件は成立したものといたします。

事務局	続きまして、審議案件②について審議に入ります。 それでは事務局のほうからの説明をお願いします。 それでは、議案書の２１ページをお開きください。 こちらについては何度か御説明させていただいているんですけど、また改めて説明させていただきます。 これまで、調整区域の農地の貸借については、「農地法第３条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の２つの系統がございましたが、農用地利用集積計画によるものは、令和５年度以降は、地域計画を活用した貸借と、地域計画を活用しない貸借で行うこととなり、どちらも中間管理機構でございますみどり公社とのやり取りが必須となります。 しかしながら、地域計画を設定するのは多くの市町村がこれからでありますことから、時限措置といたしまして、従前の利用権設定が令和６年の末まで活用できることから、今回に関しましては従前の手法である借りてとの交渉を行い、相対契約を締結する手続が可能でございますので、今回の利用権設定につきましては、相対契約を締結する方法にて利用権、賃借人を設定するものでございます。 ２２ページが貸し手用の申請書でございます。 そして、２３から２４が借り手用の申請書となっております。 そして、２５ページから２６ページが農用地利用集積計画、２７ページから２８ページが当該地に関する情報でございます。 この計画の要件には、①農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること、②利用権の設定等を受ける者について、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事していること、③利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意を得ていること。これらの要件が必要となっております。 これらは基本的には農地法第３条の許可要件とほぼ同じとなっております。当申請書及び集積計画などには不備はございません。 また、当借主におきましては、本町の認定新規就農者の認定を受けておりまして、今回の申請農地以外におきまして、島本町経営基盤強化促進基本構想による利用権が設定されている農地につきましても、堅実な営農をされておる事案でございます。 そのため、農業委員会において御承認いただきたいと存じます。事務局からの説明は以上でございます。 議長 ただいま事務局から説明のありました案件は、高浜地区ということになっておりますので、私のほうから少し補足説明をさせていただきます。
------------	---

	皆さん御存じのとおり、この案件以前から農業委員会に出ておりますイチゴハウスの件の農地をイチゴ以外の路地栽培スポットを作るために、農地を増やすという案件でございます。 イチゴについては2月下旬から販売を始めて、現在イチゴ狩りも含めて結構にぎやかに順調に運営されております。これらのところから、地元としては地元実行としては、特にこの案件に対しての承認は問題ないものと考えております。 それでは、それ以外に皆様のほうから御質問があれば、お受けいたします。 大丈夫でしょうか。 特に発言がないようですので、審議を終結して採決に入りたいと思います。この案件、農地利用集積計画の利用権設定について賛成のかたは挙手をお願いします。 (賛成者 挙手) ありがとうございます。全員賛成と認めこの案件は承認されたものいたします。 これで以上で、本日の案件については全て終了いたしました。それ以外に、皆さんのほうから何か御意見あればお受けいたします。 この農業委員会に入らせていただいて4回目になったところなんですけど、余り自分では何もできてないなっていう無力感とよく分からないというような状態なんですけども、自分ではこの農業委員会に入りたいと思ってた目的というのは、皆さんもよく御存じのように、日本の食糧自給率、カロリーベースで38パーセントなんですよね。やっぱり食糧の問題ってすごく大事だと思っているので、農業にちょっとでも関わりたいなと思って、尺代でファミリー農園をお借りしたりして自分で作ってみたりしているんですけどね。 島本町のこの間パトロールに行かせていただいて、私は尺代担当なんですけれど、今回は広瀬に行くことになって、広瀬の農地を見たんですけども、ほぼ宅地になってて農地はほとんど残っていない状態ですし、これから先も恐らく農地が残っていると、増えるということはあると思うんです。でもやっぱり食糧ってすごく大事だと思うんですね。今ある、例えば、残っている農地を農地として就農された、知り合いに農地を持ってらっしゃるお友達もいて、お金ばかりかかって、やっとなんか自分のところのおうちの米を作る分は作るけど、むしろ赤字だっていうふうにお聞きしているんですね。恐らく、私も見ててきっとそういう状況だと思う
議 長	
委 員	

事務局 委員	し、農業で食べていくことをされている島本町の農家のかたっていうのは住んでいらしたんでしたっけね。専業でされているかたっていうじゃないんですかね。 今はそうですね。事務局ではないという認識ではしております。 農業をされてても専業で、それで収入得て生活をしているというかたはいらっしゃらないというのが、ここの土地柄として状況だと私も、それが自然だと思うんですね。だけれども、やっぱり農業の農っていうものの、その大事さと食糧の大事さというのはすごく思うので、例えば、今広瀬のほうでもいいし、どこでも桜井でもどこでもいいんですけれども、ある農地をもう少し有効に何か活用できひんかなっていうのはすごく私は思っていて、ファミリー農園はすごく有効だと私も思うんですけど、例えば、その農地で体験農業みたいなもの、田植、お米を作る過程ですよ。田植をして、それから草を抜いて刈り取って、脱穀してみたいなものを、一昨年あるかたの農地でさせていただいたんです。私はもちろん農業に従事しているわけでもないし、生まれて初めてこの年になって初めて田植とはどういうものかとかっていうのを体験したんで、これから島本町は駅西にも人口がどんどんどんどん増えていくので、子供たちに例えば体験農業をしてもらってっていうので、例えば、その農地のやってらっしゃるかたが、例えば、一家族年間5,000円とか1万円とかで体験農園を農業をしてもらい、お米作りをしてもらいということ貸したりしたら、その農地を持ってらっしゃるかたにも収入が入ってくるんじゃないかなと私は思うんですね。それでいて、やっぱり日本のお米作りというものが、どんなものかということ子供に教育として教えていけるということ。年齢いっててもやったことない人にとってはすごくフレッシュなんです。田植するとか、脱穀するとか、そういうのが。だからそういうような使い方をして全部に家が埋まってしまうのではなくて、少しでも農地のスペースがあるっていうことが、私はすごく安らぎになると思ってますし、駅西も最初は、あそこが田んぼだったっていうことが、私はすごくここに移り住んだ一つの動機だったんですね。京都大阪の中間にありながら豊かな農地、里山風景もあるし山もあるしっていうのがね、だからそれを生かした何かができないかなっていうのをすごく思っていて、この前、緑と水を守る会というのに私も入っているんですけど、そこで高浜の自然の農業をされているかたのお話をお聞きする機会があって、それがすごい興味深かったです。にわとりを飼ってらして、その鶏ふんでお米を育ててるという。ただ、そのコストがすごく掛かるし、手間も掛かるので、やっぱり商売として成り立っていくかといったら、それはすごく厳しいみたいなことをおっしゃってたんで、
----------------------	--

事務局	もうちょっとやりたい、体験したい人は関わられるような形っていうのは、お米だけじゃなくて野菜でも、例えば、イチゴ狩りがあるぐらいだったら、トマト狩りとかね、例えばですよ。そういうので、手伝いながらやるっていうような形がとれないかなと思って、そういうのを、すみません。ちょっと長々と話ししてしまったんですけど。 貴重な御意見ありがとうございます。 それに関しては、以前の農業委員会でも出まして、私らもかなり調べさせてもらったんですよ。やりたいかたがいращやるかどうかっていうの皆様にお声がけ等をさせてもらいました。その体験って子供たちにとってはすごく貴重な体験やと思うんですね。環境であったり、生物との関わり合いとか、食物の大切さとか、そういうのを知るためにとてもいい体験やと思うんです。学校とかにも声かけさしてもらって、学校の田植体験ですかね、それは前、コロナの関係で中止になっていたことがあったと思うんですけれども、それも、幾つかの学校でまた始まったというふうには私は聞いているんですけれども、そういう声かけを、私らのほうから学校のほうと教育のほうにお声がけさしてもらったりとかもしました。他にも、農業体験をもっと進めたいとは思っていたので、いろんな市町村に聞いたんですね。例えば、箕面市さんでは、そういうボランティアで農業体験をいろいろな農家でやってたんですけど、結局、農家さんが農地をめっちゃめにされてたのがすごいトラウマやということで嫌がられるとか、その農業体験をさせるために、すごいお金が掛かる、手間が掛かるとかで嫌がられるケースがたくさんあるみたいな話をいろいろ聞いたんです。 吹田市さんとかも農業体験をいろいろしているんですけれども、それに対して、何十万円とか補助金を渡したりとか、そういうことをやってそれで維持できているような状況なんですね。 ただ、それでも協力してくれる人がいないですかということとは、以前、委員会で、皆さんお願いしますということでお話しさせてもらったんですけど、そこでは御協力者がいращらなかったの、学校のほうにお声がけさせてもらって、今まで、学校のほうに御協力していただいたので、引き続き協力して欲しいという話はさせていただきました。 本当に子供たちにとっては貴重な体験やというのは十分に私も思っていますので、それに関してはまたお声がけあったら、それをつなぐことができるように私も務めたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。
委員	今、私も前から何もかも大体分かってあるけどね、米作ってなんぼ取れるかやねん。ところが、今広瀬は市街地といろいろあるけども、市街地に

委員	なったら税金のほうが米より高いわけや。そやから持ってられへんわけや。耕作できないわけや。ほいで、みなもう話するのが、それでお金でマンションを建てて、何とか税金を納められるというような時代になったわけや。時代が変わってもうたんや。だから、もうすればするほど損をするわけや。 桜井です。桜井も開発する前は実行組合が主となって、第3地区、第3小学校の学習面をずっとやっておりました。今、開発に伴ってあれしましたけれども、そしたら、その開発に伴っての代替え地ですね、また農業を続けたいというかたはですね、ごく少数になりました。 理由はですね、やはり相続が発生をいたしますと、もう幾ら農地といえども持ってられないですね。
委員	三回や。
委員	三回というのは、物を持ってて、三回相続したらもうゼロになるという意味です。それだけ、今回桜井の西側開発でお金に換えて、親が亡くなった、子供1人じゃないです、数人いますんで、お金で分けたとか、ああいうことがございます。 農地で残しておきたいというのは、やはり息子さんがどうしても農業をしたいんやと、跡を継いでもええよというようなところは代替え地として残っておりますけど、それ以外はもう自分のところでアパートを建てたり、そこから転売したりして始末されているという形ですね。 ■委員がおっしゃいましたけれども、やはり維持管理を持ってられないんですね。特に相続が発生すると、もうそれは最悪いうか、大変なことになるんです。だから、もうお金に換えて分けていこうというようなかたが、今回桜井には多くございました。 それで、その米作りの普及いうか、子供たちへの分につきましては、第二小学校辺りに、うちの農業振興学会のメンバーが田んぼじゃなくて、ポットというか入れ物に、バケツとか、そんなんでも米作りを教えておったときがあります。今はどうしているのか聞いていませんけど、最近まではそういう活動をされていました、されているかたがいらっしゃいました。 やっぱり学校関係、第一小から四小まである4地区の中でその地区の中で農業委員会さんもらっしゃいますけど、やっぱり実行組合がメイン、なぜ実行組合かという、農家の土地持っている人が実行組合メンバーやからね、どっか協力してもらえへんかというような声かけができますんやけども、ただ、補助があつたりうんぬんの話、補助があつたらしてくれるかも分かりませんが、つまり桜井でやってたときは、1枚の田んぼ

事務局	で、もうええわ、貸してあげるよと言うてやって、すくのはね、がらくたですいたり、みなしてくれるのは桜井の実行組合員が手伝ってやってくれる。それで、植えるのはほんまに1日だけで、小学校何年生いうのを限定にして植える、ああ、植えたよかったって。それで、秋になると収穫の時期で稲刈りをして、それで採れたものはさおに掛けるのがあれですけど、なかなかさおだけ掛けても、あとはやっぱり脱穀もせなあかんし、あと白米にするやつもあるし、そうして学校の皆さんに、皆が作った米ができましたよ言うて、結局、その一反300坪の中のどのぐらいかな、三畝か四畝ぐらいの米を全部渡すわけですね。学校の子たちに。それで経営農業から見たら、ほんまに補助とか出てなんかしたら、手伝うてもいいやないか、やってあげようかという気にもなりますけどね、ほんまにあればボランティアです。だから、組合でもそういう組合、役員関係が実行組合の人がやるでと、手伝うてくれよ言うて動いてるときはよかったんです。みんな年がたってきて、実行組合の人もうちょっとようせんぞというようなのにばっかなってききましたので、その辺、今後の活動の在り方について各校区の実行組合の皆さんがたが協力してもええよという、そのボランティアの精神で言うてくれはっても、やはり対価として幾らかの補助金を出してやらなければ、本当にマイナスボランティアになっちゃうんでね。この辺を、じっくり検討してやっていただきたいと思います。 確かに子供の教育にとってはよろしいですし、長い目で見ればそういう子供たちの経験もいいように思います。それとはまた別です。今のは作る話ですかね、逆に今度はそれは夏野菜とか冬野菜とか知らないんですね。例えば、夏野菜の苗、でも何でもいいんですね。黒板にこれ何か分かる、何の苗か分かる、分からないですね。いろんな変わった品種、例えばなすびでもみどりなすとかいろんな形の分が出てます。これ何か分かる言うて、分からないです、そういう、そのいろんなこれからの時期の食べ物ですね、そういう勉強の在り方、仕方もありかなと。これはやっぱり学校さんが実行組合のかたがたや、実行組合を通じて話をすればいいんですけど、それとか、農業振興団体がありますんで農業振興団体が学校教育の一環でしゃべってくれへんかとか、そういう話もありますので。その実地だけじゃなくて、そういう勉強もありかなというふうに思います。 貴重な御意見ありがとうございます。 農業体験で、補足で説明させていただくんですけれども、あと先ほど■からありましたように、イチゴの栽培では事業者側において、学校の生徒を呼んでイチゴの栽培の体験をさせたりとか、あと竹の子の整備を体験してもらったり等、新しい形の体験の方も今増えてきておるところでございます。
------------	--

	確かに野菜作ったけどなかなか割に合わへんとか、そういう話もあります。ただ、私らもいろいろ要望とかも上げています。それらの結果今までの相続税や贈与税とか納税猶予に加えて、本町生産緑地制度の創設、あと生産緑地の貸し借りができるようになったとかもございますので、そういう新しくできた制度とかも利用しつつ、また私らも今の都市農業に合った形で島本町の農地を育てていけるような要望などを上げていきますので、また皆様御協力のほうをよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。
委 員	こないだ、府のやつにデータ、農業委員会大会あったじゃないですか。そのときに、さっきのそれと重なって■■■さんが日本公務委員化にしたらという表を見せてくれはったんで、その今言うてる補助金、大森さんが言うてくれはったみたいに、いろんなを使ってもらって、島本町は直接できるだけそういう形でボランティアではない、ちょっとでもマイナスじゃない形でと、いろんな人の協力を使って、これから人口増えるんやったら、余計それをうまいこと使っていききたいというのと、あとそれとは別にやっぱり市とか府とかに、国の方針に合えへんところがあるから、だから分からない、私素人やから分からないけど、それこそさっき言っていた■■■さんが言うてはったみたいに、島本町として公務委員化っていうか、補助金をもっとそういう農業を残していくために補助金をたくさん海外みたいにやってほしいっていう要望書だけでも出されへんのかなっていう、できるかどうかは別として、声を上げていくということが国を変えていくことやと思うから、それは島本町が該当するかは別ですよ。でも、さっき言ったように自給率とか、こうやっていろんな皆さんのお話を聞いていると、すごいしんどい状況で該当しない市町さんは、ますます苦しい状態になっていくから、できるかどうかは別として、声を一つでも上げていくのが、いろんなところから上がってきたら、それがすぐに動かせるとは別として、そういうふうな気持ちがみんないてるから、胸の中にしまっておくだけじゃなくて、やっぱり紙として要望として出してほしいのに、そしたら私たち、農業以外の人間がここにいる意味がちょっとでもあるんじゃないと、さっきの相続とか、仕事とかが大変な皆さんが胸にしまっただけでは。
議 長	ちょっと今の話は農業委員会からは外れますが、大阪府の今年国の食料の基本法というものが改定されました。その内容というのが、ほとんど大規模な地方農家のためのもの。大阪府としては、大阪農業会議、JA等を通して大阪府に合ったそういう改正というのをかなり申入れをしたようで

委 員

すが、ほとんど通らないっていうのが現実で終結をほぼしたように今聞いております。

だから、そういう意見が全く上がってないというわけじゃなくて、国会にまで上がってはいるんだけど、皆さんが知らないだけであって現実には国の方が全然受け付けてないと。大阪府として、国に話した話としての、要は現在の内容はそんなところですよ。

それともう一つ。少し前のことで、補助金もろもろのお話ですね。この話というのは、今農業委員会でも話になっていますが、町としては教育です。教育委員会等々も含めた町としての切り口も考えていただいたいのかと私は個人的には思います。

いいですか。もう一遍しゃべってもいいですか。

さっき、お金ばかり掛かるっていうふうに■■■■さんとかおっしゃってたんですけど、本当に私そう思うんですね。だけど、ある意味、京都大阪のこの中間地点にあって非常に便利な場所で農地がある、山があるっていうのは、本当にある意味財産だと私は思うんですね。竹の子の青陵高校のボランティアを私たちやっているんですけど、竹の子はここはすごくおいしいですよ。ものすごく高いんで、竹もいっぱいあるけれど、竹の子整備、私この青陵以外も、また持ち主のいるかたいらっしゃって、去年の4月にお手伝いをしたことがあるんですけどね、竹の子の畑をお手伝いに行ったことがあるんです、切ったりして。ああいう体験ってすごく楽しいし、竹の子を頂いておいしかったし、そういうせつかくある財産みたいな場所、経験したことない。農地を持ってらっしゃるかたは、もう前からやってるから大変やということも思っはるやろうし、あんまり楽しいと思っはるやろうし、やったことない人間にとってはものすごく面白いんですね。楽しいし、だからそういうことをやったことない人にやってもらうような機会、チャンスが少ないだけやと私は思うんですよ。ますますこれから人が引っ越してきはったら、やってみたいや、けど、どうしていいか分からないっていう人のほうが多いと思うので、何かこの町のほうから、そういうきっかけ、小学校にとかはあると思うんですけど、さっき言っはるやろうし、マイナスが出るようなボランティアじゃ私は意味がないと思うので、むしろ、利益を生むような、この土地を300坪の田んぼがあったら、そこに何家庭かが年間に借りて農業体験をしたい。そのときに、お米を全部渡すんじゃないで、私は、おにぎり家族に一個ずつでもいいと思うんです。体験が大事なんで、体験がお金になるっていうことをしていくほうが、何かやってあげて、ボランティアしてっていったら、やっぱりそれは疲れて続かないと思うんですね。だから、それよりも農業を体験することに価値があるっていうところをやっぱ

	り押していくっていうのかな、それはひょっとしたら農業委員でやることやなくて、にぎわいとか、そういうことかもしれないですけど、何かそういう別の切り口を考えたほうがいいと思うんですよ。そういう意味でも財産というのは、この町にはあると思うんですね。竹やぶも近いし、ほんで、竹やぶなんか行ったらものすごい荒れてますよね。ほんで、年齢がいてももう続けられないとか、続けてはっても仕事をしながらやってはるから、私が手伝いに行ったところはもう仕事をしながらやってはるから、週末へとへとになってやってはったんですね。それで、何人か手伝いに行ったんですけども、そういう何かニーズがあるのに全然結びつけられてないっていうか、それで山も荒れるし、獣害も出てきて、この前熊が出てきたとかっていう話とかもありましたし、何か整理もできる、体験もできる、持ち主にとってはお金も入ってくるって言うたら、そんなんに簡単にうまくいくと思ってないですよ。でも何かそういうきっかけを町も協力しながら、その持ち主の人も私たちが協力しながらできるようにしたら、また違うビジネスが生まれるんじゃないかと私は思うんですけども。
議 長	これって今ちょっと思ったんだけど、体験される方は、行きたい、経験したいというのは、費用負担、お金取りますよと言って来てくれるんでしょうか。
委 員	私はいけると思うんですけど、私はね。
委 員	竹の子を1個か2個か渡せばいいってことですよ。
委 員	そうそう。
議 長	その辺だと思うんですよ。その辺でどうでしょう、今まで一般に実行組合にならないで、学校からの農業体験、田植等ですね。全部お任せなんですよね、費用も全て。町もノータッチ。だから、その以前の従来通りでのやり方とはこれから先成り立たないと思う。じゃあ、どうしていくんかというところについては、にぎわいさんだけじゃないですけど、町としての少し時間をかけて考えていかないと、今幾ら出してももうあと平行線だと思いますので。町のほうに一旦お預けしてというところで、今日終結ということではよろしいでしょうかね。
事務局	簡単に補足だけ説明させていただきます。 皆さんの貴重な御意見ありがとうございました。皆さんのお考えも各々のことやと思います。本町においても、様々な教育等、いろんなところで

	お金が掛かって財源が厳しい中でも農業も大事にしないといけないという中で、まず私が考えたことは国の補助金で、利用できてない補助金を利用できないかということで、私としても農林水産省の職員と大阪府の職員が来たときに何か困ったことはありますかと質問があった時、補助金がたくさんあるけど利用しづらい状態になっているから、もっと利用しやすいように変更してくれないかということをお願いいたしました。それに関しましては、また上のほうに報告しておきますという回答をいただいている状態でございます。 あと、体験といえば、島本町において、木の体験、木を切るとか、自然に触れ合いたいというのでありましたら森林ボランティアとかも4団体ございます。そちらでは本当に頑張ってる木を切ったり、整備したりとか本当にいろんなことをやっていただいているんですね。 皆さんが見ている山とか、ハイキングコースとか、本当にいろいろ整備していただいた上でなっているところですので、もしよかったですらそういうものに興味を持っていただいとしたいと思います。また、もし実行組合のかたで、もし下のかたで農業体験少し協力してもええなっていうかたがもしいらっしゃったら、また事務局であるにぎわい創造課までまた御報告をいただけたら幸いです。 私のほうからは以上でございます。
議 長	ありがとうございます。 意見もたくさんあるようですが、これで終了ということにさしてもらってもよろしいでしょうか。
事務局	あと事務局のほうから。 じゃあ、事務局のほうから連絡事項でございます。2点ございます。 まず1点目でございますが、皆様に記録をしていただいております活動記録簿の提出のことでございます。お手数をお掛けしますが、令和5年4月から前から前から運用されているかたは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までで御提出ください。新委員のかたですね、令和5年7月20日からなられたかたは、令和5年7月20日から令和6年3月31日までですね、できましたら令和6年4月5日までに事務局まで御提出いただけたら幸いです。 こちらのほうなんですけれども、令和5年度の農業委員会の活動の点検評価というものがあまして、それに加えて最適化交付金というものにも影響を与える可能性がございますので、何とぞ御協力のほうをお願いいたします。提出方法は窓口持参でも郵送でも何でも構わないんですけれども、事務の簡素化のために、できましたらメール等のデータベースで送っ

議 長 事務局	ていただけたら助かりますので御協力いただけたら幸いです。 また、お手元にたくさんの紙が置いてあると思います。令和6年4月から令和7年3月までの来年度の活動記録簿になりますので、また大変やと思いますけど御協力のほうをよろしくお願いいたします。 次に2点目なんですけれども、令和6年度の農業委員会の予定表なんですけれども、既にメールやファクスで送っているんですけれども、届いていないというかたがいらっしゃったらですね、また事務局まで言っていただいたらまたお渡ししますのでよろしくお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。 今、出た以外のところで何か追加で意見ありますでしょうか。 特にないようですので、ここで議長を解任させていただきます。 ありがとうございました。御苦勞様でした。 それでは、以上をもちまして、第4回島本町農業委員会を閉会いたします。 本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。 お疲れさまでございました。
-----------------------	--